

佐伯市職員不祥事再発防止に向けて

平成27年5月

佐伯市不祥事再発防止対策検討委員会

目 次

はじめに	1
1. 一連の不祥事の原因	2
飲酒運転	
収賄	
2. 再発防止に向けた具体的な対策	3
人事管理に関して	
随意契約に関して	
これから	6
取組のスケジュール	7
【資 料】	
不祥事の経過	8
検討経過	9

はじめに

本市では、昨年 12 月に農林課職員による飲酒運転が発生し、本年 1 月に都市計画課長が、林業課の係長をしていた平成 22 年度から 23 年度にかけて、市内の業者に工事での便宜を図った見返りに飲食代を支払わせたとして収賄の容疑で逮捕されるという不祥事が相次いだ。

飲酒運転をした職員には、公安委員会より免許取消処分が行われ、本市では 6 か月間の停職処分とした。また、収賄については、公判において起訴内容を認めたため、平成 27 年 3 月 16 日付けで懲戒免職とし、その後裁判所から懲役 1 年 6 か月、執行猶予 3 年、追徴金 42 万円の判決が下された。

これら一連の不祥事により、本市に対する市民からの信頼は大きく損なわれた。

収賄容疑で逮捕されるという事態を受け、平成 27 年 2 月 2 日に「佐伯市不祥事再発防止対策検討委員会」を設置し、職員の綱紀粛正及び服務規律の確保について検討する「職員倫理部会」と工事等に係る随意契約の適正な事務執行等について調査する「入札・契約部会」の二つの柱を立て、市民からの信頼回復に向け、再発防止のための取組について検討を行った。職員倫理と入札・契約のそれぞれの面から、具体的な対策を定め、改善に取り組むこととした。

今回策定した「佐伯市職員不祥事再発防止策」は、全ての職員が、当事者であるとの認識に立ち、実践することでその効果が発揮できるものである。

1. 一連の不祥事の原因

飲酒運転

本市においては、合併してこれまでの間に3件の飲酒運転が起きている。本市では再発防止に向け処分を厳罰化し、綱紀の粛正を行ってきた。しかしながら今回またこのような飲酒運転が発生した。なぜ、飲酒運転はなくなるのか。

個人の原因としては、飲酒運転という行為が、市民からの信頼を個人だけでなく市役所全体が失うこととなるという認識の欠如、過去の事例が「他人事」としてしか捉えられていない等、市職員としての自覚の欠如及びモラルの低下がある。

組織としては、飲酒の機会の多い日や時期に、飲酒運転を絶対にしないよう通達はしていたが、浸透していなかった。各職場においても、日頃から「声かけ」が不十分であった。

収賄

全体の奉仕者である公務員にとっては、絶対にあってはならない行為が収賄であり、その社会的な影響は計り知れないものがある。本人の倫理についての意識の低さが最大の原因であり、自身も公判では「心の弱さが原因」と述べている。

一方で、職員倫理のために制定している「職員倫理規程」が形骸化しているのではないかと考えられる。利害関係者から供応接待を受けることは、利害関係者との禁止行為として記されているが、今回の事件においては、その行為を防ぐことができなかった。

また、「佐伯市職員等公益通報規程」において、法令に違反する事実があると認めるときは通報することができるとしているが、案件がなかったのか、平成18年に規程が制定されてから一件の通報もなく、制度の周知が十分ではなかった。

道徳観の低下が大きな原因ではあるのだが、職場における人間関係も合併により希薄になってしまった部分がある。上司と部下の信頼関係を築けなかったことも原因の一つに挙げられる。

公共工事の入札・契約の事務処理においてこのような不祥事が発生した原因を調査すると、随意契約に対して、見積書徴取業者ごとの選定回数を把握していなかったこと、見積書徴取業者の選定などを確実にチェックできる体制ができていなかったことなどが挙げられる。

これらのことは、本市の事務処理体制の不備であり、今後はこのような不祥事が発生しない事務処理体制に改善していくことが急務である。

本市ではこれまで行財政改革を進める中で、職員数の削減に努めてきた。職員数の減少を補うため、専門的な知識を必要とする職場においては長期間にわたってその業務を専任する職員が多くなってきた。この傾向は技術職において顕著であり、職員が専門化することで業務の遂行にはプラスとなるが、利害関係者との癒着といったマイナスの面も危惧されるところである。業務面での効率と、同一職場において専任長期化することでの弊害をどうバランスを取っていくかが大事である。

2. 再発防止に向けた具体的な対策

それぞれの不祥事において、共通しているのはサービス規律が守られていない点、公務員としての倫理が欠如していた点である。これらについては、研修等で啓発を行ってきたが、繰り返し不祥事が発生したことを踏まえ、これまで以上の取組を行っていき職員の自覚を高める。また、職員の意識改革とともに、組織の体質の改善を図り、契約のシステムを見直すことで不正が発生しない体制を作り上げていく。

2-1 人事管理に関して

◇職員倫理の向上

・職員研修の強化充実

【手段】

管理職を対象とした研修に重点を置き、外部講師を招いての倫理研修を全職員が毎年必ず1回は受けるよう研修計画に組み込むとともに、各課においても倫理意識を高める研修を行う。「職員倫理規程」の周知徹底を図りながら、サービス規律を守るよう指導していく。

【効果】

倫理の研修について、毎年繰り返し行うことで職員への意識付けを徹底する。特に管理職については、その職責を鑑み、研修を強化し、倫理意識の向上と指導力やマネジメントの能力アップを図る。

「職員倫理規程」には今回の不祥事である利害関係者との禁止行為と、違反に対しての処分を記している。同規程の周知徹底を図ることで不祥事の発生を防ぐ。

・コンプライアンス（法令遵守）のための体制の整備

【手段】

市長をトップとするコンプライアンス推進の組織を早期に立ち上げ、コンプライアンスのための取組の核となり、毎年検証を行う。

各課にコンプライアンス推進リーダーを置く。

【効果】

コンプライアンスを推進するための組織を設置し、本市としての取り組む課題を明確にし、方針を示すことで、職員に法令遵守の認識を喚起させる。

各課に推進リーダー置き、職場研修の中心的な役割を果たしてもらうことで全庁的な取組が迅速に行える。

- ・「佐伯市職員等公益通報規程」の見直しと周知

- 【手段】

- 制度はあるが活用されていないので、通報の仕方等内容についての見直しを行い職員への周知を図る。

- 【効果】

- 規程の見直しを行い、職員からの情報を受けやすくする。規程では、法令違反や本市の事務事業に係る不当な事実に対して通報することができるとしており、制度の周知徹底により不正の芽を早期に摘み取る。

- ・飲酒運転撲滅に向けた啓発について

- 【手段】

- 職場において毎日行われている朝礼等で、飲酒運転をしないよう所属長から啓発する。

- 【効果】

- 繰り返し啓発することで、飲酒運転が与える社会的影響等を再確認し、職場全体で飲酒運転を防ぐ。

◇職場環境の改善

- ・職員人事の見直し

- 【手段】

- 職員が専門化していく中、人事異動のサイクルを事務職のみでなく技術職についても見直す。

- 【効果】

- 人事異動を通じて後任の職員が前任者の業務内容をチェックすることで、不適切な事務が起こったときに早期に発見し改善できる。

- ・管理職員のマネジメント

- 【手段】

- 人事考課における面接を活用する等、仕事に限らず、私生活も含め不満や悩みを抱え込まないよう、コミュニケーションを図りながら相談しやすい体制を構築する。不祥事の発生前にある、小さな兆候を見逃さないよう職場内の情報の把握に努める。

- 【効果】

- 借金など生活面での不安が、仕事面へ影響を与え、不正の原因になることが多いことから、相談しやすい職場環境を整えることで、その不安を取り除き不祥事を防ぐ。「報告・連絡・相談」を徹底することで、部下の業務内容について確認できる。

◇厳罰化

・飲酒運転における処分について

【手段】

「佐伯市職員の交通違反行為に対する懲戒処分等の基準」を見直し、飲酒運転については、原則免職とする。

【効果】

飲酒運転については、これまで事故等の程度により免職又は停職の処分がされてきたが、原則免職とすることで飲酒運転に対しての抑止力を高める。

2-2 随意契約に関して

◇随意契約事務の改善

・随意契約ガイドラインの作成

【手段】

随意契約によることができる場合として定められている地方自治法施行令第167条の2第1項の各号について、適用する場合の考え方及び具体例を記載し、例外的な契約方法である随意契約を職員が確認できるようにする。

【効果】

全庁的に統一した取扱いができる。
職員誰もが適正な事務を実施できる。

・随意契約理由書・確認表の作成

【手段】

理由書では随意契約の適用条項や理由を、確認表では選定業者の適否などを、契約を行う課とそれをチェックする課の二つの課で事務処理を行う。

【効果】

随意契約理由及び見積書徴取業者の選定を複数の目で確認できる。
一つの課で選定しないため、不自然な状態に早めに気付くことができる。

・随意契約事務の適正な実施の啓発

【手段】

年度当初に、公共工事発注・経理担当者会議等で随意契約の注意点などを確認する。

【効果】

職員誰もが適正な事務を実施できる。
法改正等に早急に対応でき、最新の知識で事務処理が行える。

・随意契約実施状況の把握

【手段】

随意契約の一覧表を作成し、各課で実施状況を把握する。

【効果】

見積書徴取業者の選定が適正に行える。

見積書徴取業者が偏ることを防げる。

・随意契約実施状況を検証する会議の開催

【手段】

随意契約検証会議（仮称）により、実施した随意契約が適正に行われているか、年に2回程度検証を行う。

【効果】

随意契約理由書・確認表や随意契約一覧表を更に広範囲でチェックするため、他との比較で気付かなかった点を改善できる。

これから

不祥事の再発防止に向けた取組は、一過性のものとならないよう毎年繰り返し行うことで、職員の倫理観を高めていかなければならない。今回の不祥事を、決して「他人事」として捉えることなく、市職員全員で、再発防止に取り組んでいかなければならない。

本再発防止策については、今後も必要に応じ見直しや追加を行い、更なる改善策を講じるなど更新していくものとする。

新市の発足から10年を迎え、これまで行財政改革の推進のため、職員数の削減を進めてきたが、人数が減る中では、職員一人一人のレベルアップが不可欠である。

不祥事再発防止策は、一つの手段であり、それを実のあるものにしていくには、個々の職員の意識改革が必要である。

これからは、不祥事は絶対に起こさない、起こさせないという決意で、不祥事により失った市民からの信頼と信用を取り戻すべく努めていくものとする。

地方公務員法第30条

すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

取組のスケジュール

平成27年度

	実施時期												月
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
◇人事管理に関して													
研修体制の整備		●	→										
職員倫理研修の実施			●	→								→	
コンプライアンス推進組織の設置		●	→										
佐伯市職員等公益通報規程の見直し		●	→										
管理職のマネジメント		●	→									→	
飲酒運転撲滅の啓発		●	→									→	
飲酒運転の懲戒処分基準の改正		●	→										
◇随意契約に関して													
随意契約ガイドラインの作成	●	→											
随意契約理由書・確認表の作成			●	→								→	
随意契約事務の適正な実施の啓発	●									●			
随意契約実施状況の把握			●	→								→	
随意契約検証会議（仮称）の実施										●			

平成28年度以降

	実施時期												月
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
◇人事管理に関して													
職員倫理研修の実施		●	→				●	→					
コンプライアンス推進組織の検証										●	→		
管理職のマネジメント	●	→										→	
飲酒運転撲滅の啓発	●	→										→	
◇随意契約に関して													
随意契約理由書・確認表の作成	●	→										→	
随意契約事務の適正な実施の啓発	●									●			
随意契約実施状況の把握	●	→										→	
随意契約検証会議（仮称）の実施										●			

不祥事の経過

飲酒運転

平成 26 年 12 月 20 日（土）

- ・農林課職員は、市内の飲食店で酒を飲み、車で仮眠を取った後運転して自宅へ向かう途中交差点で寝てしまった。信号待ちの車が動かないことを不審に思った人からの通報で警察官が駆けつけ、飲酒検知したところ、基準を上回るアルコールが検出され事情聴取を受ける。

- ・本人から所属長へ電話があり、事実が判明

平成 26 年 12 月 25 日（木）

- ・飲酒運転の防止について、市長から全職員へ通知

平成 27 年 1 月 19 日（月）

- ・大分県公安委員会から酒気帯びにより運転免許取消処分通知

平成 27 年 2 月 2 日（月）

- ・大分県公安委員会から上記処分についての意見聴取。同日処分の決定

平成 27 年 2 月 3 日（火）

- ・佐伯市職員懲戒審査会を開催し、6 か月間の停職処分を決定
- ・記者会見を開き、公表

収賄

平成 27 年 1 月 27 日（火）

- ・都市計画課長（平成 27 年 3 月 16 日懲戒免職）が、林業課の係長をしていた平成 22 年度から平成 23 年度にかけて、市発注の工事に関し、業者に便宜を図る見返りに数十万円の飲食の接待を受けた収賄の疑いで大分県警に逮捕される。

- ・緊急記者会見を実施（市長・副市長・総務部長）

平成 27 年 1 月 28 日（水）

- ・緊急部長会を開き、市長から再発防止策の検討と信頼回復に取り組むことを通達
- ・大分県警から大分地方検察庁へ送検
- ・大分県警による市役所本庁舎への家宅捜索

平成 27 年 2 月 17 日（火）

- ・大分地方検察庁が収賄の罪で起訴
- ・分限休職の処分

平成 27 年 3 月 13 日（金）

- ・大分地方裁判所にて初公判が開かれ、林業課森林土木係長であった平成 22 年度から平成 23 年度（同課長補佐兼係長）に、工事の便宜を図った見返りに市内の業者から飲食代 42 万円を支払ってもらったとした起訴内容を本人が認め、即日結審した。

平成 27 年 3 月 16 日（月）

- ・佐伯市職員懲戒審査会を開催し、都市計画課長を免職、当時の上司（課長）を減給 10 分の 1（1 か月）の処分を決定
- ・記者会見を開き公表

平成 27 年 3 月 27 日（金）

・大分地方裁判所から懲役 1 年 6 か月、執行猶予 3 年、追徴金 42 万円の判決が下される。

※ 平成 27 年 3 月 25 日市議会定例会にて、給料の 10 分の 1 を市長が 3 か月、副市長が 1 か月それぞれ減額する条例改正を可決。

検討経過

・佐伯市不祥事再発防止対策検討委員会

第 1 回	平成 27 年 2 月 2 日	事件に関する報告 委員会の目的について
第 2 回	平成 27 年 2 月 13 日	職員倫理部会及び入札・契約部会部会員指名
第 3 回	平成 27 年 4 月 23 日	不祥事再発防止対策案について
第 4 回	平成 27 年 5 月 1 日	不祥事再発防止対策案について（その 2）
第 5 回	平成 27 年 5 月 20 日	不祥事再発防止対策案について（その 3）

・職員倫理部会

第 1 回	平成 27 年 2 月 23 日	事件の原因分析について
第 2 回	平成 27 年 3 月 24 日	再発防止の具体策について
第 3 回	平成 27 年 4 月 17 日	部会としてのまとめ

・入札・契約部会

第 1 回	平成 27 年 2 月 20 日	現状検証について
第 2 回	平成 27 年 3 月 11 日	調査結果について
第 3 回	平成 27 年 3 月 19 日	随意契約ガイドラインについて
第 4 回	平成 27 年 3 月 27 日	随意契約検証会議（仮称）について
第 5 回	平成 27 年 4 月 16 日	部会としてのまとめ
第 6 回	平成 27 年 4 月 30 日	部会としてのまとめ（その 2）

・職員倫理部会 入札・契約部会合同打ち合わせ

第 1 回	平成 27 年 3 月 20 日	外部有識者委員会の委員の選定について
第 2 回	平成 27 年 4 月 10 日	進捗状況及び今後のスケジュールの確認

・外部有識者委員会

第 1 回	平成 27 年 5 月 18 日	不祥事再発防止対策案について
-------	------------------	----------------